

歴史的風土の保存・継承小委員会報告（案）の概要

1 歴史的文化的資産を活かしたまちづくりの成果と今後のあり方の検討経緯

昭和 41 年制定の古都保存法により 10 古都において、歴史的文化的資産と一体となった歴史的風土を構成する自然的環境が良好に維持	伝建地区、景観法、緑地保全制度その他の歴史的文化的資産を活かしたまちづくり制度の活用
平成 10 年歴史的風土審議会意見具申 古都以外の都市における歴史的な風土の保存・継承が図られるべき 平成 15 年諮問 今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。 平成 18 年古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告 古都以外にも優れた歴史的文化的資産を今に伝える都市は多数存在、これを国民共有の精神的なよりどころとして次世代に継承されるべき	平成 15 年社会資本整備審議会答申「都市再生ビジョン」 集約・修復保存型都市構造への転換とそれを進めるに当たっての「都市美空間の創造」 平成 17 年諮問 新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。 ⑤歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方

2 歴史的文化的資産をめぐる現状と課題

【現状】 ○歴史を重視したまちづくりを積極的に行う市町村が増加 ○市街地の歴史的文化的資産や周囲の自然的環境が消失 ○わが国固有の伝統的文化、地域の活力の低下のおそれ	【課題】 ○古都保存法は対象が古都の自然的環境の保全に限定 ○既存の各制度はまちづくり全体での位置付けが不十分 ○都市計画行政と文化財保護行政の連携が不十分
--	---

地域の伝統や文化を活かした総合的・一体的な計画に基づいたトータルなまちづくりを進める必要

3 今後の歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方

【今後の古都保存行政のあり方】 ○古都の対象となる要件を広い意味に捉える。 ○古都に指定されない都市へ古都保存行政の理念を展開する。	【市街地における歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方】 ○制度の対象となる概念の明確化により、市街地における歴史的文化的資産を保存・活用する。
--	--

より多くの都市と市街地を対象とした歴史的風致の維持向上によるまちづくりを支援する新たな枠組みの構築

4 歴史的風致を保存・継承し、再生するまちづくり

「歴史的風致」＝歴史上価値の高い建造物が住民等により行われる伝統的な活動と一体となって
良好な市街地の環境を形成している状態

国は、国家的な重要性や緊急性等の観点から市町村の計画を認定し、歴史的風致を保存・継承・再生を重点的に行うべき区域について、積極的・重点的に支援。

- 土地利用や建築の規制を中心とした都市計画法、古都保存法、景観法等の既存制度を効果的に活用
- 市町村の総合的な計画に基づく文化財行政とまちづくり行政の連携・協同
- 歴史的に価値のある有形の資産の復原・再生の支援
- 建築物の整備、伝統行事等への利用の促進等による歴史的風致を尊重し調和を図ったまちなみの再生・創造を、予算、税制、規制緩和を組み合わせる実施。

5 報告に当たって

国や地域の誇りやアイデンティティの保持のため、「歴史的風致」、「歴史的風土」の保存・継承・再生を通じ、歴史の普遍性、時代を超えて変わらぬ価値を守り育て、未来に向けて豊かな地域を構築